

学園南地区自主防災・防犯協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は学園南地区自主防災・防犯協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は奈良市学園南3丁目1番3号近鉄学園前駅南口西部再開発ビル南棟1階連合自治会集会室に置く。

(目 的)

第3条 本会は学園南地域自治協議会の部会として、各自治会並びに各種団体と相互に協力し、災害による被害の予防対策及び発生時の被害軽減対策を図る防災活動並びに犯罪による被害の防止を図る防犯活動に取り組み、「安全で、安心できる、住みよいまちづくり」を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 防災事業

- ① 防災知識の普及・研修の推進。
- ② 災害発生時における、情報収集・伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導、応急手当、給食給水、警護等の諸活動の実践。
- ③ 防災巡視の実施。
- ④ 防災訓練の実施。
- ⑤ 防災資機材の備蓄・整備・管理。

2. 防犯事業

- ① 防犯知識の普及・研修の推進。
- ② 防犯のための巡回・巡視の実践。
- ③ 防犯訓練の実施。
- ④ 防犯資機材の備蓄・整備・管理。

(組 織)

第5条 本会は学園南1丁目・2丁目及び3丁目に自治会を以って組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1 会 長	1名	2 副会長	若干名
3 書 記	1名	4 会 計	1名
5 会計監事	1名	6 理 事	若干名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長は自治会員の中から総会において選任する。

- 2 副会長は自治会長の中から1名以上を会長が委嘱する。加えて自治会長以外の自治会員の中からも、会長が委嘱することができる。
- 3 書記、会計は自治会長の中から、又は自治会員の中から会長が委嘱する。
- 4 会計監事は自治会長の中から、又は自治会員の中から会長が委嘱する。
- 5 理事は自治会長全員。加えて理事会の同意を得て、自治会長以外の自治会員の中からも会長が委嘱することができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。但し代行順位は自治会長選出の副会長が優先する。
- 3 会計は会計事務を掌る。
- 4 会計監事は会計事務を監査する。
- 5 理事は会長を助け本会の運営及び事業の推進に当たる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 その他の役員の仕事は1年とし、定例総会の終了の時を以って当該年度の任を終えることとする。ただし再任は妨げない。
- 3 役員の仕事が生じた時は、理事会の同意を得て会長が後任者を委嘱することができる。補充により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第10条 本会に評議員を置く。

- 1 評議員は地区内関係機関・組織団体の代表者並びに学識経験者の内から理事会に推薦し、会長が委嘱する。
- 2 評議員は本会の目的を理解し、本会事業の推進に積極的に協力する。
- 3 評議員の仕事は1年とし、再任は妨げない。
欠員により就任した評議員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 1 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 2 顧問の仕事は会長の諮問に応える。
- 3 顧問の仕事は1年とし、再任は妨げない。

(会議の種類)

第12条 会議の種類は次のとおりとする。

- 1 総会 役員、評議員・顧問を以って構成する。
- 2 理事会 役員を以って構成する。
但し会長が必要と認めた場合顧問は参加ができる。

(会議の招集)

第13条

- 1 本会の会議は会長が招集する。
但し過半数以上の理事からの要請がある場合、会長は会議を開催しなければならない。
- 2 総会は年1回定例総会として4月に招集することとする。
- 3 臨時総会・理事会は会長が必要と認めた時に、随時召集することができる。

(議事の決定)

第14条 議事は出席者の過半数をもって決定する。

(議決事項)

第15条 総会において議決すべき事項は次のとおりとする。

- 1 事業報告及び事業計画。
- 2 事業予算の決定及び決算の認定。
- 3 会則の制定及び改廃。
- 4 その他本会の運営に関する重要な事項。

(会計)

第16条

- 1 本会の経費は交付金・助成金及びその他の収入を以って充てる。
- 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

(事務局)

第17条 本会に事務局を設置することができる。

- 1 事務局のメンバーは、理事会の同意を得て会長が役員の中から委嘱する。
- 2 事務局の任務は、本会事業を運営する上で必要な諸企画・事業推進・事業管理等の取り纏めの実務を担当する。
- 3 事務局メンバーの任期は1年とし再任を妨げない。

(附則)

- 1 本会則は平成21年6月1日より施行する。
- 2 本会則は平成23年2月20日より施行する。
- 3 本会則は平成25年4月1日より施行する。
- 4 本会則は平成29年4月1日より施行する。
- 5 本会則は平成30年4月1日より施行する。
- 6 本会則は令和2年4月1日より施行する。